

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO. 3	優先度 B 1		
検討課題	一般質問の一括方式・分割方式		
条文	<p>(本会議の質問及び答弁方式)</p> <p>第8条 区長等への一般質問(議事に先立ち、区の一般事務につき議長の許可を得て質問することをいう。)及びその答弁は、発言通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。</p>		
具体的な運用方法等	<p>1 代表質問及び一般質問における取扱い 代表質問、一般質問のいずれの場合においても、一括方式又は分割方式により質問を行うことができる。</p> <p>2 議長への通告 (1)一括方式による一般質問(以下「一括質問」という。)は、発言通告書に記載された件名を一括して行う方式により行うものとする。 (2)分割方式による一般質問(以下「分割質問」という。)は、発言通告書に記載された件名を全て分割して行う方式により行うものとする。 (3)いずれの方式を採るか明確にするため、別紙のとおり、発言通告書を改正する。</p> <p>3 発言時間の計測方法 質問の開始時点から始め終了時点に止めるものとし、分割質問は当該時間を積み上げる。</p> <p>4 発言席及び待機席 (1)一括方式、分割方式のいずれの場合においても、質問は、議長の許可を得てから登壇して行う。 (2)分割方式の質問者は、区長等が答弁をしている間、自席に戻らず、待機席で待機する。なお、待機席は、議席番号6番及び9番の前の席とし、それぞれ「質問者待機席」の席札を置く。</p> <p>5 答弁者の順番 (1)一つの分割質問に対して同じ答弁者が複数回登壇することにならないように、質問者は、質問の順序等について極力配慮する。 (2)一つの分割質問に対して答弁者が複数いる場合は、答弁は、原則として質問順のとおり行う。</p> <p>6 再質問 (1)再質問は、答弁漏れがある場合、質問の趣旨から外れた答弁がある場合又は答弁の趣旨を確認する場合に限り行うことができるとし、当初の質問にない事項を取り上げることはできない。 (2)再質問を行う場合は、挙手し、議長に対し再質問を行いたい旨を告げ、許可を得てから行う。 (3)一括質問の再質問は、区長等による答弁が終了した後、1回に限り行うことができる。 (4)分割質問の再質問は、分割した質問に対する区長等による答弁が終了した後、その都度1回に限り行うことができる。</p>		
関係例規の改正等	例規等の題名	墨田区議会会議規則	
	改正等の内容	<p>一般質問の回数については、質疑の回数に係る規定(第53条)が準用されている(第61条)。 第53条(質疑の回数):質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えられない。 第61条(準用規定):質問については、第53条及び第57条の規定を準用する。 「同一議題」とは当該質問全体と解されるため、このままでは、分割質問やその都度の再質問は、認められないこととなる。そこで、一般質問への準用規定を削ることとし、一般質問の回数については、別途定めることとする。 第61条(準用規定):質問については、第53条及び第57条の規定を準用する。 この「第53条及び」を削る改正については、分割質問を9月議会から運用を開始するため、9月議会の一般質問の前に議決し、休憩中に公布する必要がある。</p>	

